

分煙は遅延策 ～タバコフリーが命を救う～



INTIMIDATION
STOP TOBACCO INDUSTRY INTERFERENCE
たばこ産業の干渉を阻止しよう

© World Health Organization 2017. Reproduced from: www.who.int/tobacco

Tobacco industry tactics to undermine tobacco control must be exposed and resisted.

たばこ規制を弱体化させる
たばこ産業の戦略を
見極め立ち向かおう

World No Tobacco Day, 31 May
www.who.int/tobacco

5月31日 世界禁煙デー
www.who.int/tobacco

 World Health Organization

受動喫煙奨励条例になってし
まった兵庫県の事例報告
～国際的常識との
比較を通して～

兵庫県タバコフリー協会副会長
日本タバコフリー学会理事
藪はじめ

受動喫煙は人を殺す



乳がんと闘い、24歳で亡くなった
長島千恵さんからの
「愛といのち」のメッセージ。

「みなさんに明日が来ることは奇跡です。

から生まれた
真実の物語

ファイ

なぜ、禁煙にしなければならないか →受動喫煙は人を殺すから

Second-hand smoke kills Let's clear the air
(2001年の世界禁煙デーのテーマ)

- 客に安全な環境を提供する
- 弱い立場であるサービス産業の従業員に対しても一般職場の労働者同様、安全な職場環境を守る
- 分煙では受動喫煙は防げない
- サードハンドスモーク(残留タバコ煙)による被害も考慮すべき

U.S. Deaths in 1989

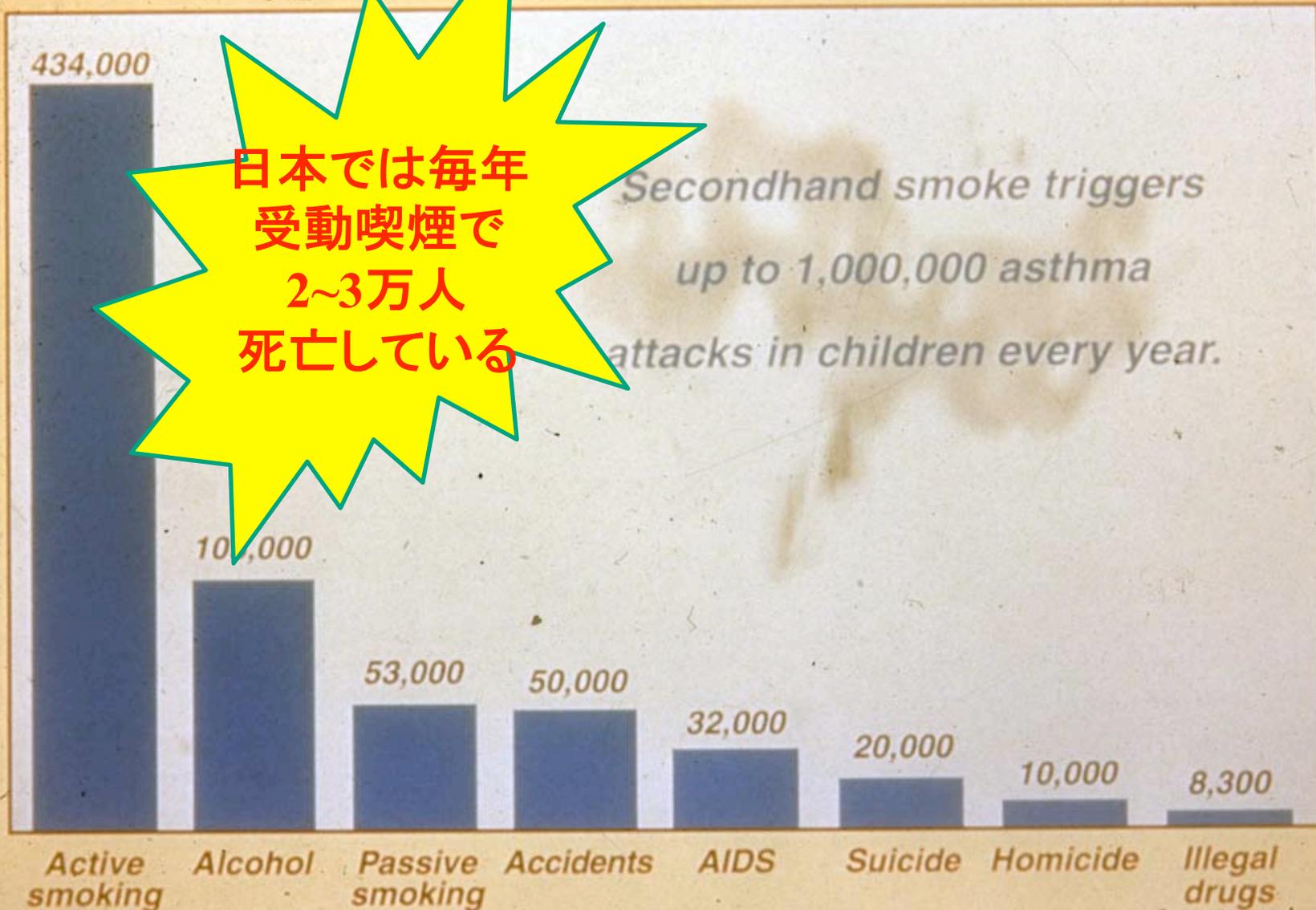


表 5 日常生活で出会う危険(10万人あたりの生涯死亡リスク)

能動喫煙死	50000
受動喫煙死	14000
交通事故死	1000
受動喫煙による肺ガン死	700
石綿破損住宅で肺ガン死	460
ディーゼル排ガスで肺ガン死	300
環境汚染許容基準	1
胸部X 線撮影1枚で肺ガン死	0.05~0.5

致死的受動喫煙関連疾患

- 心筋梗塞
- 脳卒中
- 肺ガン
- 乳ガン
- 気管支喘息
- 肺炎
- 乳幼児突然死症候群

受動喫煙は
認知症リスクも
高めます。

高コチニン
レベル群は44%
認知低下リスクが高い
BMJ2009.2.12

無効な
分煙システム
に血税を無駄
使いする国
日本

空気清浄機 II 欠陥商品



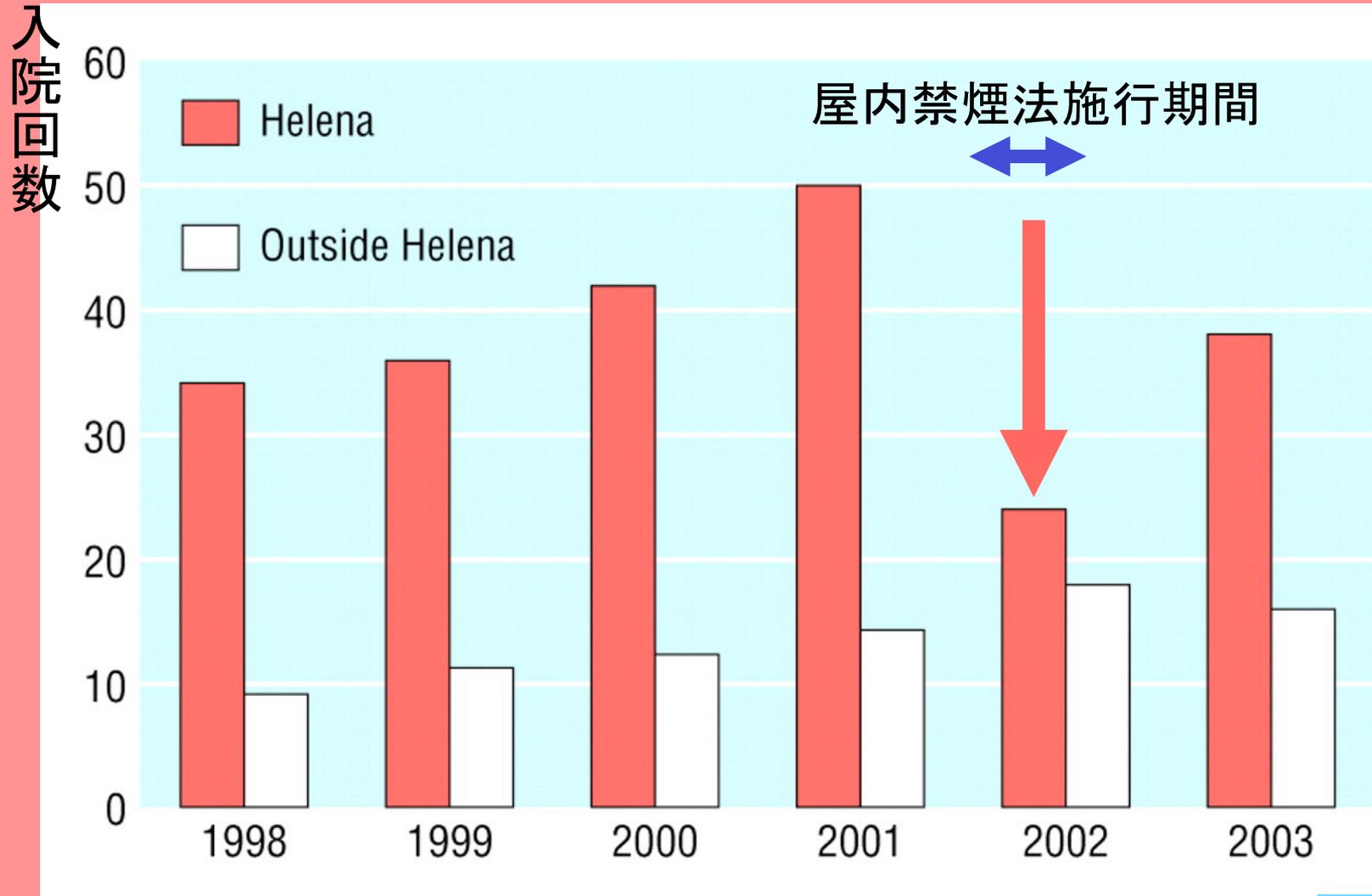
厚生労働省の公式見解

「空気清浄装置は、ガス状成分を除去できない。」

日本電機工業会のホームページ

空気清浄装置は、「たばこの煙のガス成分によっては、
除去できないものもあり、一酸化炭素等は除去できません」

公衆の場での屋内喫煙を一時禁止したら 心筋梗塞の発生が減少！



委員会の構成

- 委員長がHelenaの二番煎じを狙い、知事に提言
 - 委員に兵庫県タバコフリー協会、保健所長会代表は入らず
 - 飲食店にタバコ会社が干渉：死活問題と吠えさせた→タバコ会社自体も指定発言
 - オブザーバーの意見を議事録から削除
 - 分煙学者がようやく禁煙を訴えたが、相変わらず引用される過去の分煙研究
- 委員会の答申も、知事の独断で骨抜きに
！例外なき罰則規定付全面禁煙には程遠い

禁煙推進側の意見が 議事録から削除された

- 「しかし、今回、オブザーバーとして出席した藺潤氏が委員然として意見を述べ、委員長も発言を促すなど、委員会の運営上大きな問題点があったことは看過できない。これについて、県事務局は『今後このようなことが起こらないよう注意する』としているが、貴重な1回分の委員会が空転を余儀なくされた感もある」

(たばこ塩産業販売流通版 2010年9月15日号)

- 皮肉なことに、この記事に書かれている内容(飲食店業界&タバコ業界)に都合の悪いオブザーバー藺潤の発言の数々は、県がアップしている議事録からは削除された。
→ 県が、業界に騒がれたくない姿勢が明確に

WHOの見解：受動喫煙に安全なレベルはない

<http://www.who.int/tobacco/communications/events/wntd/2001/en/>

WHOは2001年のスローガン

受動喫煙は人を殺す、嘘を一掃しよう(だまされるな)

Second-hand smoke kills. Let's clear the air.

吸っている人も吸わない人も両方たいへん危険です。

Second-hand smoke is a real and significant threat to public health.

Supported by two decades of evidence, the scientific community now agrees that there is no safe level of exposure to second-hand smoke.

分煙は意味がありません。

完全禁煙の場所を広げてゆきましょう。

タバコ規制枠組み条約 (FCTC)

- 日本も2004年6月8日に批准済み
- 到達しうる最高水準の健康を享受することは、人種、宗教、政治信条、経済的または社会的状況の違いに関わらず、すべての人間の基本的権利のひとつであることを述べるWHO世界保健機関の前文が背景
- タバコの消費とタバコ煙への曝露が、健康、経済、及び環境に及ぼす全世界にわたる破壊的な結果についての国際社会の懸念を反映し、タバコ需要を減らす有効な包括的な仕組み

口から吐き出す煙も有害

- 蛍族の父親のいる子供の血中の有害物質の濃度は喫煙者のいない家庭の子供の血中の有害物質の濃度より高い
- 喫煙対策は、速やかに完全に
～「段階的に」というのは遅延策になる危険有り～
余計なステップにより対策が遅延するほど、
被害者は増える

被害者=受動喫煙を浴びる非喫煙者

および

やめるきっかけを失った喫煙者

サード
ハンド
スモーク
も危険

受動喫煙防止条約

- 2007年6月タイバンコクでFCTC締約国会議(COP2)が開かれた
 - 2010年2月までに、屋内は例外なく禁煙にすることが全会一致で決定された
 - 日本も税金で代表団を出席させ、この条約に賛成票を投じた・・・にもかかわらず、国内ではほとんど報道されず、周知もされていない。・・・とっくに実施期限は過ぎている！
- 規制されていないから危なくないという誤解

2008年の受動喫煙対策の国際基準

必須項目として、
すべての屋内の公共施設、職場、
公共交通機関は全面的に終日敢
然禁煙でなければならない。

あってはならないこととして
区切られた喫煙室設置を許容す
ること、例外事項や喫煙を特別に
許す人物などを設定すること
はまかりならぬ

The Global Voices 2008 Status Report *An International Approach*

Governments have set themselves high standards. They have agreed guidelines that smokefree laws **must**:



make all indoor public places, workplaces and public transport completely smokefree at all times



and must not:

allow designated smoking rooms, exempt premises, or exempt certain people

禁煙できれいな空気を守る法と 人権

- 生きるための権利
- その人がなりうる
最高水準の健康を
享受する権利
- 健康的な環境を
守る権利

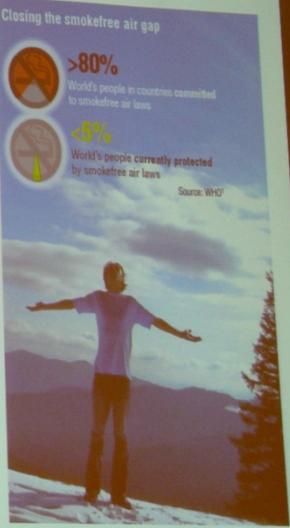
The Global Voices 2008 Status Report
Closing the Smokefree Gap

- Nobody should have to risk their life for their job
- All workers should be protected
- A waiter's health has the same value as an office workers

Closing the smokefree air gap

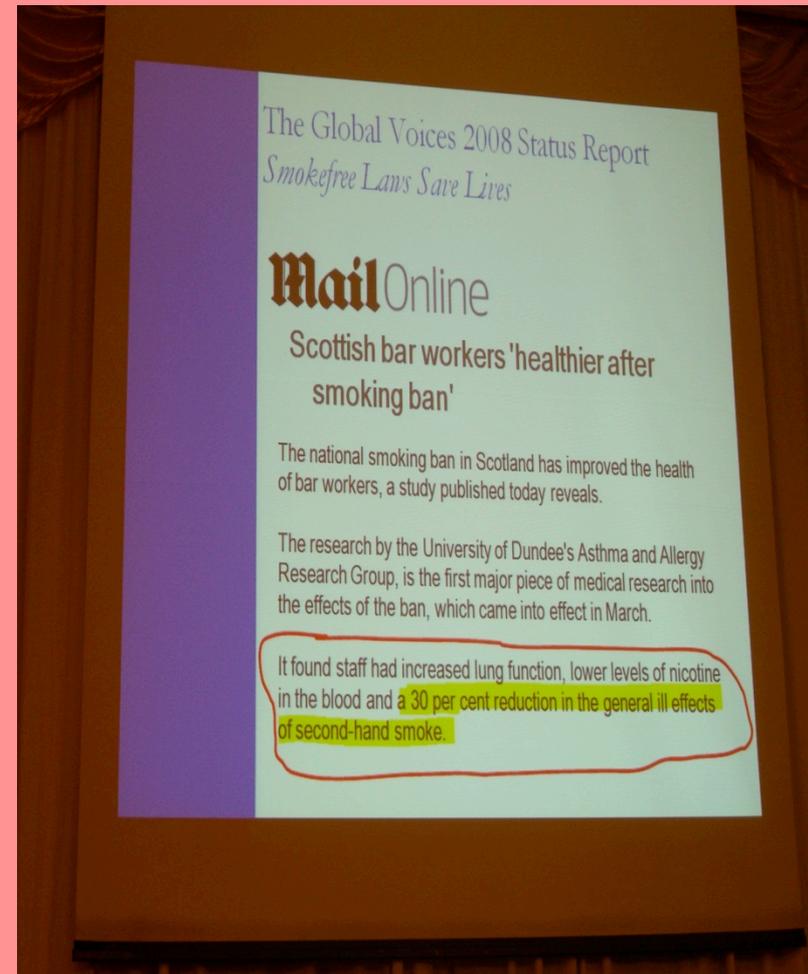
>80%
World's people in countries committed to smokefree air laws

<5%
World's people currently protected by smokefree air laws
Source: WHO



スコットランドのバーの従業員 の健康が改善した！

- 肺の機能がよくなり、**血中のニコチンが減少し、受動喫煙による疾患が30%減少した。**
- 人生を通じて何人たりとも**職場で危険にさらされてはならない**
- **すべての労働者は守られなければならない**
- **ウェイターの健康の価値は、一般の事務所で働く労働者と同じように尊い**



The Global Voices 2008 Status Report

Smokefree Laws Save Money

WHO concludes

smokefree laws ensure:

- lower direct medical costs
- increased productivity
- lower building maintenance costs
- reduced employer liability

Paying the price of secondhand smoke

In the US alone, people's exposure to secondhand smoke costs about \$10bn every year. That's \$5bn in direct medical costs, and \$5bn in indirect costs.⁴²

In addition, businesses have to cover lost productivity, and pay for higher insurance premiums, damage, cleaning and decorating costs when smoking is allowed.

Finally, businesses that install ventilation, filtration systems or designated smoking rooms have to pay for the equipment and maintenance costs, despite the fact that they don't protect people from secondhand smoke.



医療費下がり、生産性が上がり、
オフィスのメンテナンス費用が減り、雇用者の責務も軽くなる

国際基準では 受動喫煙防止を

- 生きる権利
 - 到達し得る
最高水準の健康を
享受する権利
 - 健康的な環境を
守る権利
- としてとらえている
→
- 日本では、「売上」
「死活問題」など、
経営上の理由が
最優先される
(しかもそれは嘘)

The Global Voices 2008 Status Report *Closing the Smokefree Gap*

Smokefree air laws and human rights

Some people argue that smokefree laws are an infringement of human rights. Smokefree laws are about where people smoke, not whether people smoke. The purpose is to eliminate the serious health risks that secondhand smoke causes to other people.

Failure to protect people from exposure to secondhand smoke breaches fundamental rights and freedoms, including:

- » Right to life
- » Right to the highest attainable standard of health
- » Right to a healthy environment

International Statutes that support these rights include: the Universal Declaration on Human Rights, Constitution of the World Health Organization, the Convention on the Rights of the Child, the Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women and the Covenant on Economic, Social and Cultural Rights.

日本ではなぜできないか

=分煙はJTがしかける遅延策

タバコ事業法で正当化される

- 飲食店業者及び利用者への情報不足 & JTの洗脳(いろいろな分煙、喫煙者と非喫煙者の共存など耳優しいまやかし)
- 飲食店業者の団体にJTが入れ知恵をしている
- 政策決定者が、JTおよび、分煙産業にだまされている
- 利用者が行動を起こしていない→禁煙運動のリーダーとされる人たちの団体さえ！

禁煙都市への12のステップ(1)

訳: WHO神戸センター

- 1 活動計画・実行を担う対策委員会を設置する
- 2 専門知識を蓄える
- 3 地方条例の専門家に関与してもらう
- 4 様々な法的措置の可能性を検討する(タバコ業界からの訴訟の可能性も含めて)

禁煙都市への12のステップ(2)

訳: WHO神戸センター

- 5 政治的チャンピオンを味方につける
- 6 市民社会団体の参加を募る
- 7 評価・監査の専門家と連携する
- 8 メディアやコミュニケーションの専門家と協力する

禁煙都市への12のステップ(3)

訳：WHO神戸センター

- 9 条例(法)執行機関と緊密に協力する
- 10 ガイドラインを作成し周知させる
- 11 施行日を記念して祝う
- 12 用例の執行・管理を確実に行う

職場の受動喫煙防止検討会が報告書を概ね了承

(週刊保健衛生ニュース平成22年5月17日)

- 厚生労働省の19年労働者健康状況調査:喫煙対策に取り組む事業所の割合は76%、全体を禁煙にしている割合は18%→安心して働ける職場は18%だけ!
- やむを得ず空間分煙とする場合は一定の要件を満たす喫煙室の設置を求めている。→受動喫煙に無効な喫煙室の設置をなぜ求める?
- 喫煙室が一定の要件を満たすか否かは、室内の浮遊粉塵濃度や一酸化炭素濃度などを規定した「分煙効果判定基準」(平成14年6月策定)に沿って判断することが適当とした。→判定に要する時間とお金は全く無駄!

- 従業員にマスクなどの保護具を着用させたりするなど可能な限り受動喫煙の機会を低減させることが必要だとした。

→受動喫煙を防ぐ保護具があるのか？

NO！

- とくに喫煙客のいる職場で喫煙専用室を設置するなど、労働者の受動喫煙防止に有効な対策を実施する中小企業に対しては、経済的負担の大きさに配慮し「財政的支援を行うことが望まれる」としている。



これで安心？！

→受動喫煙が防げない対策にお金をかけ、しかも財政的支援を行うのは明らかに、税金の無駄！

- 顧客が喫煙するために労働者の勤務場所を禁煙とすることが困難な場合でも、将来の全面禁煙・空間分煙の導入について国民のコンセンサスを得ながら社会全体で計画的に進めていくことが必要だと指摘。

→顧客の喫煙＞労働者の生存権

という発想

将来の全面禁煙・空間分煙？

いつになったら、受動喫煙対策
が出来るのか？

2007年11月（受動喫煙防止条約後）厚労省
職場の喫煙対策シンポジウム（神戸）にて



厚生労働省健康局長通知 「受動喫煙防止対策について」

- 原則全面禁煙
- 屋外でも配慮を
- 職場でも受動喫煙対策を義務付け
- 罰則規定無し
- 当面分煙でも可

Global Voices for Smokefree Air campaign

(和訳: 松崎道幸氏)

1. 受動喫煙は健康に重大な影響を与える
2. 受動喫煙に安全量はない
3. 公衆の集まる場と職場の完全禁煙以外の対策はありえない
4. 空調・空気清浄機・分煙によって受動喫煙の害をなくすことはできない
5. いかなる人々も受動喫煙の害を受けることのないよう対策を行なわなければならない
6. すべての労働者は完全禁煙の場で働く権利がある
7. 人々を受動喫煙から守るには、一切の例外を認めない法的規制が必要である
8. 実効のある受動喫煙防止法には、実効のある強制条項、施行措置条項、モニタリング条項が不可欠である

タバコ会社の手口

Intimidation(脅し、威嚇、脅迫):
Stop Tobacco Industry Interference
(WHO World No Tobacco Day 2012)

- 否認: 受動喫煙は健康リスクではない
- まやかし: 受動喫煙被害に反対票を投じる科学者に助成金
- 話をそらす: 換気や喫煙室を作ればよいとする
- 脅しの予言: 経済的に困るなど
- おびき寄せる: オピニオンリーダー的グループ
- 延期させる: 法規制を遅らせる

日本のタバコ対策3つの嘘

- タバコ対策は、アスベスト対策と同様**即刻規制すべき命の問題**であるのに、**個人の自由**選択による嗜好の問題に摩り替えている
- **今すぐ全面的に規制しなければ、生存権を脅かす問題**なのに、国民の認識を高め、**マナー**や**モラル**に訴えながら段階的に進めることを推奨している
- 依然として**完全分煙**という誤った概念を推奨している

だからタバコ規制が必要なのです。

喫煙者VS.非喫煙者の図式は誤り

喫煙者もタバコ会社の犠牲者

カリフォルニアもアイルランドでもニューヨークでも……バーで喫煙しても違法……逮捕されます。

ブータンではタバコの販売も禁止です

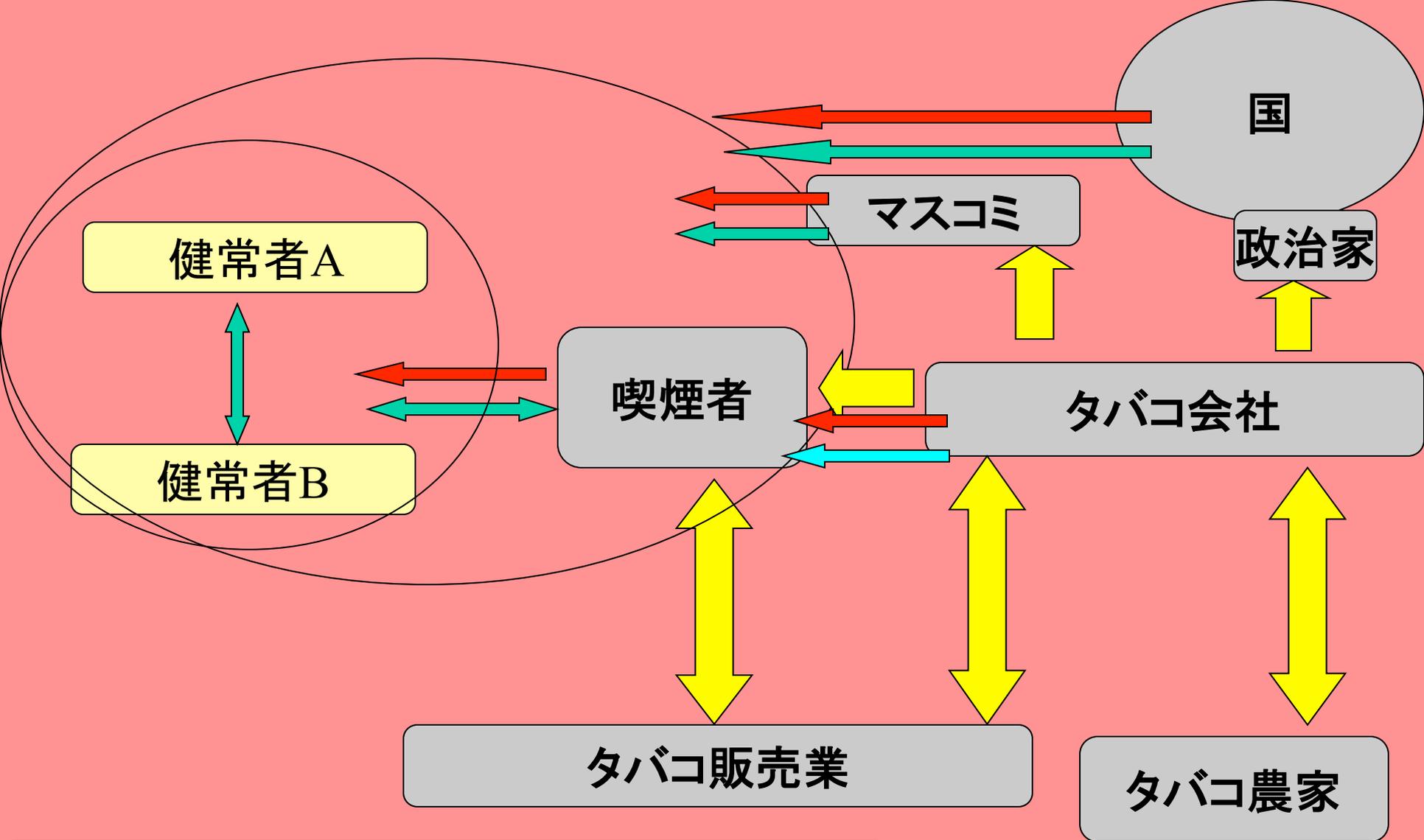
従業員の受動喫煙被害をきちんと防止している

例外のない一網打尽の禁煙化

それで、売り上げは8%上がった。

禁煙にすると客が減るとするのは誤り

だった。



健常者A: 喫煙問題にクレームをつける人

健常者B: 喫煙を容認する人

喫煙問題をめぐる構造

医療と社会97年5月石川(蘭)著

兵庫県でのトピックス

- 兵庫県受動喫煙奨励条例が出来てしまった(2012年3月19日)→全国で2番目。神奈川の悪例に倣い、**分煙に緩和**
- 小規模店(75平方メートル以下から、100平方メートル以下に緩和)は、「**喫煙できます**」と書けば何もしなくて良い
- 分煙のための費用は税金から助成する→**税金の無駄なんと3億円!**
- 病院学校官公庁は平成25年4月1日民間は平成26年4月1日→前者は**10年前の県のタバコ対策指針**でとっくに敷地内禁煙のはず

意見広告

私たちは、反対します。

兵庫県が、飲食店などの民間施設に、「分煙」ではなく、「実質的な全面禁煙を強制する条例の策定」を進めていくことに、私たち、たばこ販売店は反対します。

私たちは、公共の場での喫煙には、受動喫煙を防ぐために一定の配慮が必要であると考えます。しかしながら、十分な議論・検討を経ず、また、事業者の意見を耳を傾けずにとまめられた「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書(以下、報告書)」を基に条例を策定することに、私たちは反対いたします。

報告書を前提とする条例は、病院や官公庁といった公共性の高い施設だけでなく、飲食店などの民間施設においても禁煙を義務付けるような、実質的な「禁煙条例」といえます。たばこの販売を生業とする私たちたばこ販売店にさえ、禁煙を義務付けるものになるのです。

例えば、公共性の高い施設においては、たばこの煙やにおいの漏れない喫煙室を設置すれば、「たばこを吸わない第三者への受動喫煙を防止する」ことは十分に達成しうものと考えます。しかしながら、報告書では、喫煙室の設置も認めないとしており、受動喫煙防止という本来の目的を逸脱した過度な措置といえるのではないのでしょうか。

また飲食店などの民間施設においては、「暫定的措置」として喫煙室を設置することによる分煙が認められていますが、分煙設備投資を行うだけの十分な資金を持たない事業者は事実上、禁煙とせざるを得ません。また、資金を持つ事業者にとっても、分煙が認められる期間すら明確にされない状況では、安易に投資判断ができず、結果的に禁煙を選択せざるを得ない事態が引き起こされるでしょう。民間事業者、ひいては県全体の財政への経済的影響が懸念されてなりません。

私たち、たばこ販売店にとっても、このまま条例が策定できれば死活問題となります。昨年10月の1本あたり3.5円という過去に例のないたばこ増税、さらには東日本大震災の被災による一部たばこ製品の出荷停止・制限によって、中小・零細なたばこ販売店は、事業継続の危機に追い込まれ、廃業を余儀なくされている店も多数発生しています。

条例は、たばこの販売数量減少という厳しい状況にさらに追い打ちをかけ、私たちの事業の存続自体を危くする恐れがあります。より現実的で実態に即した受動喫煙防止の推進施策を策定していただきたいと願ってやみません。

たばこの煙やにおいが苦手であったり、好まれない方がいらっしゃることは事実です。しかしながら一方で、たばこは合法的な嗜好品であり、生活にゆとりを生み出したり、ストレスの解消に役立つこともあるとされています。実際に、世の中には周囲に気を配りながらたばこを吸ってくださっている方が、たくさんいらっしゃいます。そうした愛煙家のみなさまの一人ひとりが、私たちにとっては大切なお客様であり、これ以上みなさまに一方的な不自由を強いる条例を策定することには強く反対いたします。

私たちは、たばこを吸う人、吸わない人が協調して共存できる、双方に配慮した適切な解決策が検討されることを望みます。

全国たばこ販売協同組合連合会 / 関西たばこ商業協同組合連合会

兵庫県たばこ販売協同組合 / 神戸たばこ商業協同組合 / 阪神たばこ商業協同組合 / 淡路たばこ商業協同組合 / 三田たばこ商業協同組合
 明石たばこ商業協同組合 / 丹波たばこ商業協同組合 / 姫路たばこ商業協同組合 / 赤穂たばこ商業協同組合 / 社たばこ商業協同組合
 加西たばこ商業協同組合 / 加古川たばこ商業協同組合 / 龍野たばこ商業協同組合 / 豊岡たばこ商業協同組合 / 和田山たばこ商業協同組合

【お問合せ先】 全国たばこ販売協同組合連合会 www.zenkoku-tabakoya.jp/

タバコ会社の 干渉

2011年

9月3日

神戸新聞 全面広告

兵庫県医師会副会長

足立光平先生 提供

平成23年9月28日(水)第310回定例県議会代表質問答弁

答弁者 井戸敏三知事

答弁内容

現在、検討を進めている受動喫煙防止条例は、たばこの喫煙を禁止するのではなく、他者の喫煙により意図せざる喫煙を防ごうとするものです。…

このため、この7月にとりまとめられた「受動喫煙防止対策検討委員会」の報告に基づき、8月下旬に、生活衛生関係の14団体と意見交換をいたしました。その時に頂いた意見なども踏まえ、事業者に過度な負担や規制を強いることがないように、条例骨子案を慎重に検討しています。

条例骨子案の方向としては、報告書では、禁煙措置とされていた物品販売業、理容店・美容店、旅行代理店などについて、幅広く分煙措置を認め、禁煙措置については、対象を学校や病院、官公庁などに限ることとしたいと考えています。また、不特定又は多数の人の利用する一定規模以上の施設やその一部については、分煙措置を行うことにしたい。小規模な飲食店などについては、分煙措置や時間禁煙措置に加えて、顧客の判断で店を選ぶことができるよう、喫煙可能な店はその旨を表示する措置(ポリシー表示)を選択できることにするなど、全体として民間事業者の実態に配慮した内容とすることで検討を進めています。

兵庫県医師会副会長足立光平先生提供

「受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」における規制内容について

施設区分		本条例骨子案				（案外）神奈川条例				（案外）神戸条例			
		分煙又は多数の人の利用に供する部分	喫煙可能の可否	喫煙可能	喫煙不可	分煙又は多数の人の利用に供する部分	喫煙可能の可否	喫煙可能	喫煙不可	分煙又は多数の人の利用に供する部分	喫煙可能の可否	喫煙可能	喫煙不可
教育施設	学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専攻学校教育施設）												
	学校（大学、高等専門学校、専攻学校、各種学校等）（施設）												
医療・保健施設	医療機関等（病院、診療所、診療所）（施設）												
	医療機関等（介護施設、訪問看護ステーション、在宅医療支援センター等）（施設）												
公共施設	公共施設（庁舎）												
	公共施設（その他の施設）（施設）												
福祉・児童施設	児童福祉施設（児童館、児童発達支援センター、障害児支援センター等）												
	社会福祉施設（老人ホーム、福祉センター、介護老人保健施設等）												
複合的な施設	複合施設（商業街、水産街、複合施設、複合施設（複合施設））												
	複合施設（複合施設）												
民間施設等	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	飲食店（飲食店）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
民間施設等	フロントコピー（複合施設内）	分煙義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	フロントコピー（複合施設内）	ポリシー表示義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	宴会場（宴会場）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	その他利用部分（ロビー、ホール、廊下、階段、エレベーターホール、トイレ（男女別）等）	適用除外		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
民間施設等	大規模飲食店・喫茶店（営業面積100㎡以上）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	小規模飲食店・喫茶店（営業面積100㎡以下）	ポリシー表示義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
民間施設等	複合施設（複合施設）	分煙義務	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	複合施設（複合施設）	ポリシー表示義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
民間施設等	複合施設（複合施設）	分煙又は喫煙可能義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	複合施設（複合施設）	分煙又は喫煙可能義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
民間施設等	ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場等	分煙義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場等	分煙義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
民間施設等	複合施設（複合施設）	分煙義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	複合施設（複合施設）	分煙義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
民間施設等	複合施設（複合施設）	分煙義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○
	複合施設（複合施設）	分煙義務		喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○	喫煙可能	○

委員会答申を無視した
骨子案
「禁煙」を消し
「受動喫煙防止」
民間施設は
「分煙義務」等に
「宴会場」は適応除外
「狭い」フロント・ロビー
緩和
「他の共有部分」も
「分煙」
喫煙可能を含む
「ポリシー表示」の義務化

兵庫県医師会副会長足立光平先生提供

受動喫煙の防止等に関する条例における規制内容について

※ 網掛け又は下線は神奈川県条例より規制内容が実質的に厳しい部分

施設区分	条例		(参考) 神奈川県条例		(参考) 検討委員会報告書	
	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否
教育施設等	幼稚園、小・中・高校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校（初等教育・中等教育を行うもの）、保育所その他これに類するもの、青少年教育施設【※これらの施設については敷地を含有】 大学、高等専門学校、専門学校、各種学校（初等教育・中等教育を行うものを除く）等（※）	×	禁煙義務	○	禁煙義務	×
医療関係施設	病院、診療所、助産所 薬局（※） あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所（※）	受動喫煙防止義務	禁煙義務	○	禁煙義務	×
官公庁施設	官公庁の庁舎 官公庁施設（その他の施設）（※）	（※）の施設においては、禁煙の喫煙室は当分の間設置可能	禁煙義務	○	禁煙義務	×
福祉関係施設	児童福祉施設、母子福祉施設等（保育所その他これに類するものを除く） 社会福祉施設等					
競技つくり関係施設	運動施設 公共交通機関の乗降、待合施設（駅のプラットフォームを含む） 列車・バスの車両、船舶の船室 物品販売業を営む店舗（百貨店、スーパーマーケット、小売店等） 金融機関 公共浴場 冠婚葬祭を営む施設 大葬場・納骨堂 集会場・公会堂 展示場	区域分煙義務	○	禁煙義務	○	×
民間施設等	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 観覧場（野球場、サッカー場、陸上競技場の屋外観客席を含む） 動物園、植物園、遊園地、都市公園その他これらに類するもの 神社・寺院、教会その他これらに類するもの 駐車場 郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所 貸会議室を営む施設（公共的空間に該当する部分に限る） その他各種サービス業施設（コンビニエンスストア、旅行代理店、法律事務所等）	区域分煙義務	○	禁煙又は分煙義務	○	×
宿泊施設（旅館、ホテル等）	フロントロビー（面積100㎡超）	区域分煙義務	（施設面積）700㎡超	禁煙又は分煙義務	○	禁煙義務
	フロントロビー（面積100㎡以下）	喫煙可能表示義務	（施設面積）700㎡以下	禁煙義務	○	禁煙義務
	宴会場（共用利用する場合を除く）	適用除外	（宴会場が1つしかない場合の特例規定あり）	禁煙又は分煙努力義務	○	禁煙義務
	その他共用部分（ロビー（フロント）を除く）、廊下、階段、エレベーターホール、浴室（脱衣場）等 ※ 売場、劇場より独立した区画がなされていないものは、ロビーの一部として取り扱う	区域分煙義務	適用除外	適用除外	適用除外	○
客室	適用除外	一部を喫煙することができない部屋とする努力義務	適用除外	適用除外	○	適用除外
民間施設等	大規模飲食店・喫茶店（客席面積100㎡超） ※ 物品販売業を営む店舗内において、飲食スペース（飲食店等の営業許可を受けたものに限り）が併設されている場合は、飲食店等として取り扱う	区域分煙義務	（喫煙室を除く）施設面積100㎡超 （個室部分は）適用除外	禁煙又は分煙努力義務	○	禁煙義務
	小規模飲食店・喫茶店（客席面積100㎡以下）	喫煙可能表示義務	（喫煙室を除く）施設面積100㎡以下	禁煙又は分煙努力義務	○	禁煙義務
風俗営業施設等	理容所、美容所（客席面積100㎡超）	区域分煙義務	○	禁煙又は分煙義務	○	禁煙義務
	理容所、美容所（客席面積100㎡以下）	喫煙可能表示義務	○	禁煙又は分煙義務	○	禁煙義務
	劇場、映画館等（客席部分を除く） ※ 客席部分は市町の火災予防条例により喫煙不可	区域分煙又は時間分煙義務	○	禁煙義務	○	禁煙義務
	遊技場、競馬場外の競馬投票券売場等 同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設（付12）4等）内の ① 共用部分との間が壁等により区画されていない店舗（喫煙3等）等 ② 共用部分（ロビー、廊下、階段等）	区域分煙義務	○	禁煙又は分煙努力義務	○	禁煙義務
風俗営業施設等	風俗営業施設（キャバクラ、クラブ、まじやん、ぱちんこ館等）	受動喫煙防止努力義務	○	禁煙又は分煙努力義務	○	禁煙努力義務
（屋外空間）	観覧場の屋外観客席、動物園・植物園・遊園地及び都市公園の敷地	受動喫煙防止努力義務	○	対象外	○	○

※1 条例案の規制内容が「区域分煙義務」となっている施設においても原則、受動喫煙防止を義務付け（やむを得ず受動喫煙防止措置が困難な場合、当分の間、区域分煙措置を講ずることを認めるという趣旨）
 ※2 条例案の規制内容が「喫煙可能表示義務」となっている施設においても原則、受動喫煙防止を義務付け（やむを得ず受動喫煙防止措置、区域分煙措置又は時間分煙措置のいずれも困難な場合、当分の間、喫煙可能表示措置を講ずることを認めるという趣旨）

「分煙義務」が「区分分煙」に
 「ポリシー表示」が
 「喫煙可能表示義務」に
 「区分分煙義務」の対象面積要件を7
 5㎡超から100㎡超に緩和(業界の
 要求どおり)
 適応除外とする旅館等客室の内、
 1/3以上を禁煙とする努力義務を
 外し、「一部」と変える
 「分煙」等の期限を「当分の間」とし
 て明記しない
 「喫煙室」等に3億円もの公費
 「推進員」に5000万円
 施行期日を2013.4.1に1年猶予し、
 かつ管理者が講ずべき措置期限を
 2014.3.31まで延期。
 更に罰則規定の適応は、2014.
 9.30以降まで延期
 兵庫県医師会副会長
 足立光平先生提供

JTは絶賛！

(前略)

条例は、事業者、県民やその代表である県議会の幅広い意見等を踏まえ、様々な議論を重ねられた結果、可決成立したものと理解しております。

- 条例により、事業者及び施設管理者におかれましては、その経営実態や顧客の喫煙ニーズ等を踏まえ、施設区分に応じて、区域分煙、時間分煙、喫煙可能表示(ポリシー表示)などの具体的対応を取ることが求められます。

- (中略)規則等の策定や運用に際しては、県が示している「規制される側も条例を遵守できる合理的で必要最小限の規制であることが必要」との規制に関する基本的な考えに基づき、事業者等に過度な負担を課すことのないよう、慎重な検討をお願いいたします。

- 当社といたしましては、事業者および施設管理者に対して分煙コンサルティングにより分煙に関するノウハウ等を提供することや、県に対して適切な分煙基準の設定等のために当社が有する知見を提供することなど、可能な限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

- 当社は、たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存社会の実現に向けて、引き続き様々な取組みを積極的に推進していく所存です。

2012年3月19日

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 木村 宏

兵庫県医師会副会長足立光平先生提供

2012年5月16日神戸新聞

受動喫煙奨励
マークも
募集

受動喫煙防止条例の成立で県

神戸新聞

表示マークのデザイン募集

他人が吸うたばこの煙にさらされる受動喫煙を防ぐ条例が成立したのを受けて、県は、店を選ぶ際に喫煙の可否などが分かるよう、飲食店などの店頭に掲げる「表示マーク」のデザインを募集している。

不特定多数の人が利用する公共施設などでの喫煙を罰則付きで規制する受動喫煙防止条例は3月に成立。全国2例目で、官公庁や病院、学校は全面禁煙を、百貨店やスーパー、大規模飲食店などは分煙を義務付ける。

客席面積100平方メートル以下の小規模飲食店や宿泊施設のロビーなどは原則、喫

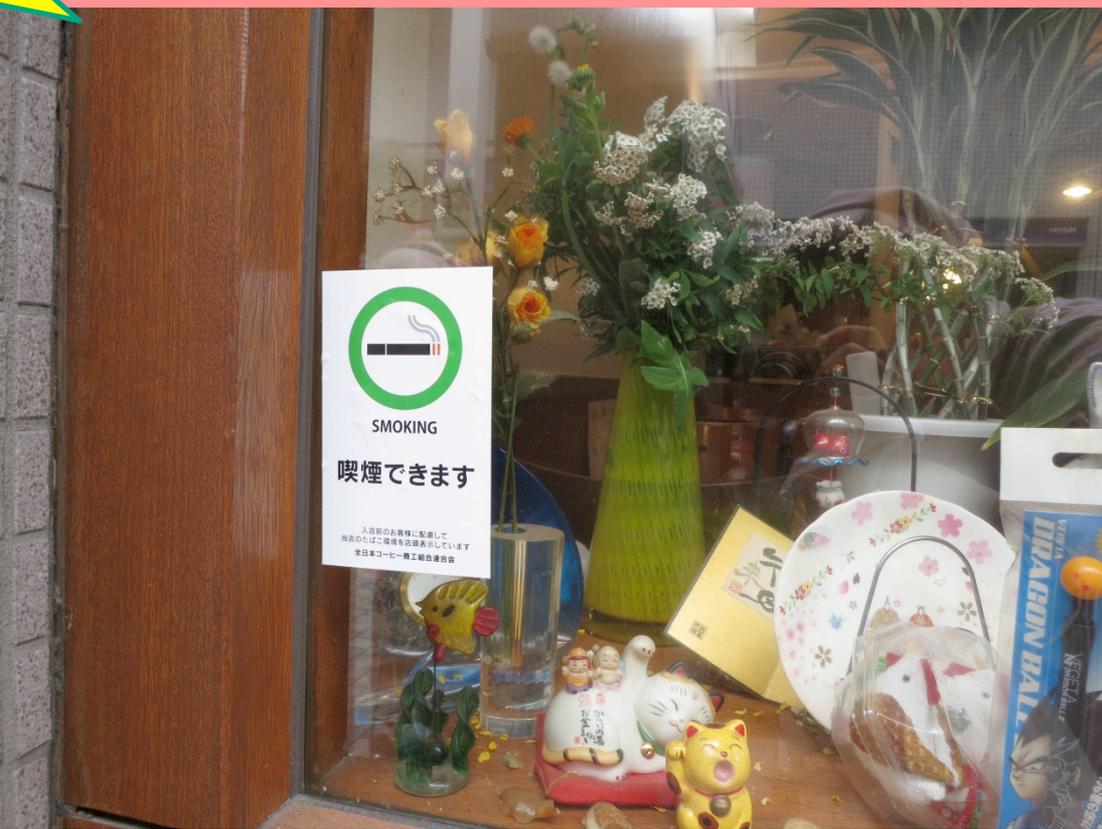
飲食店など 各施設の対応示す

煙の可否の表示を義務化することで喫煙を容認。公共施設は2013年4月、民間施設は14年4月に施行する。

デザインは「禁煙」「分煙」「喫煙室・喫煙フロア・喫煙エリア」「時間分煙」「喫煙」の5種類をセットで募集。電子データかA4用紙で提出し、作成意図も添えてもらう。有識者を交えた選考委員会で審査し、7月ごろに優秀賞を決める。優秀作品には賞金を贈る。必要事項を記入の上、6月25日までに提出する。県受動喫煙対策室 ☎078・341・7711（内線3245）

喫煙できます！

兵庫県
受動喫煙
奨励条例



阪急西宮ガーデンズ JT提供 豪華喫煙所

TV付き

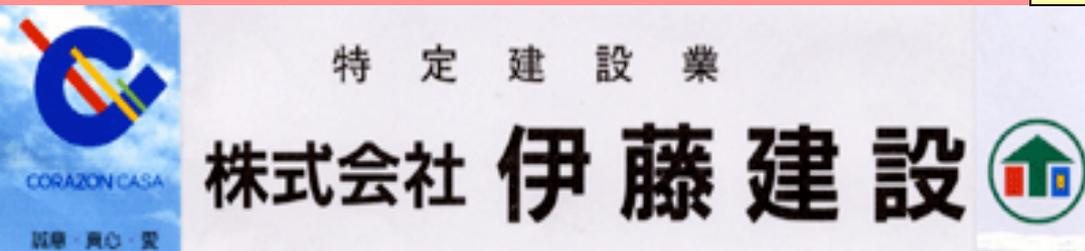


タバコの
宣伝
パネル

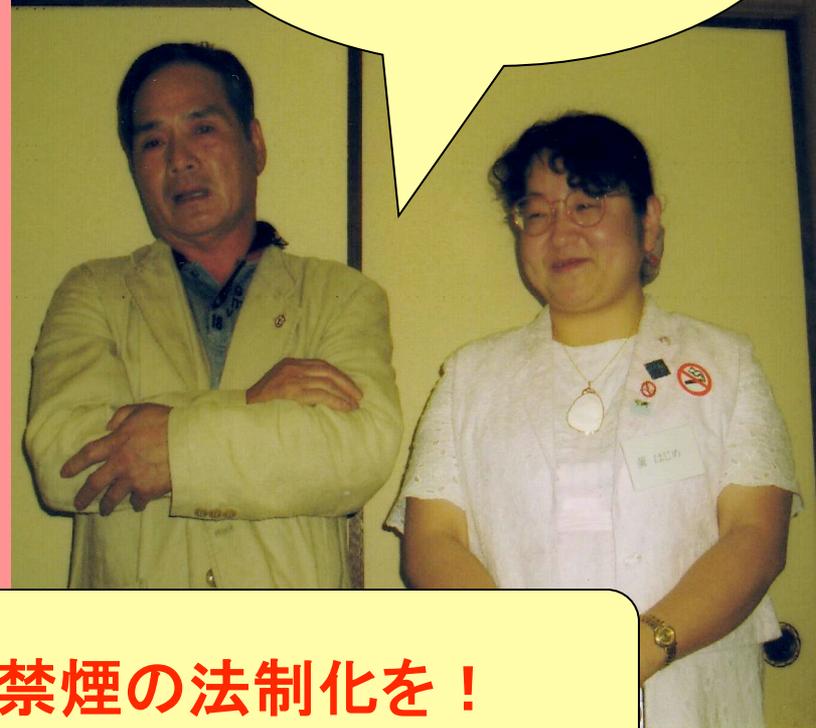


理想の職場 伊藤建設(新居浜)

建築現場もちろん禁煙
ルールを守れずタバコを
吸うような業者は
取引中止



私は、地震と
タバコと戦って
います。



トップの認識に頼るのではなく、職場禁煙の法制化を！

飲食店を禁煙にする店側のメリット

- 従業員と店主の命と健康が守れる
- 客に健康志向がアピールできる
- 客層がよくなる(「お店は禁煙にしたかった。喫煙者のお客さんは、料理が遅いとイライラして待てないので、困った)「旬魚旬菜むらおか」の大将のことば)
- ファミリーが安心して利用できる
- コーヒーだけで粘る客が減る……売り上げ向上
- 掃除が楽で、火事も防げる
- ……………法律で、一網打尽に禁煙化されると、飲食店の売り上げは上がるというのが世界の

NewsLink

1999年シドニー

Energizer
SPECIALTY BATTERIES

Smoking kills

Call the Quitline
131 848

Kodak



2010年シドニー

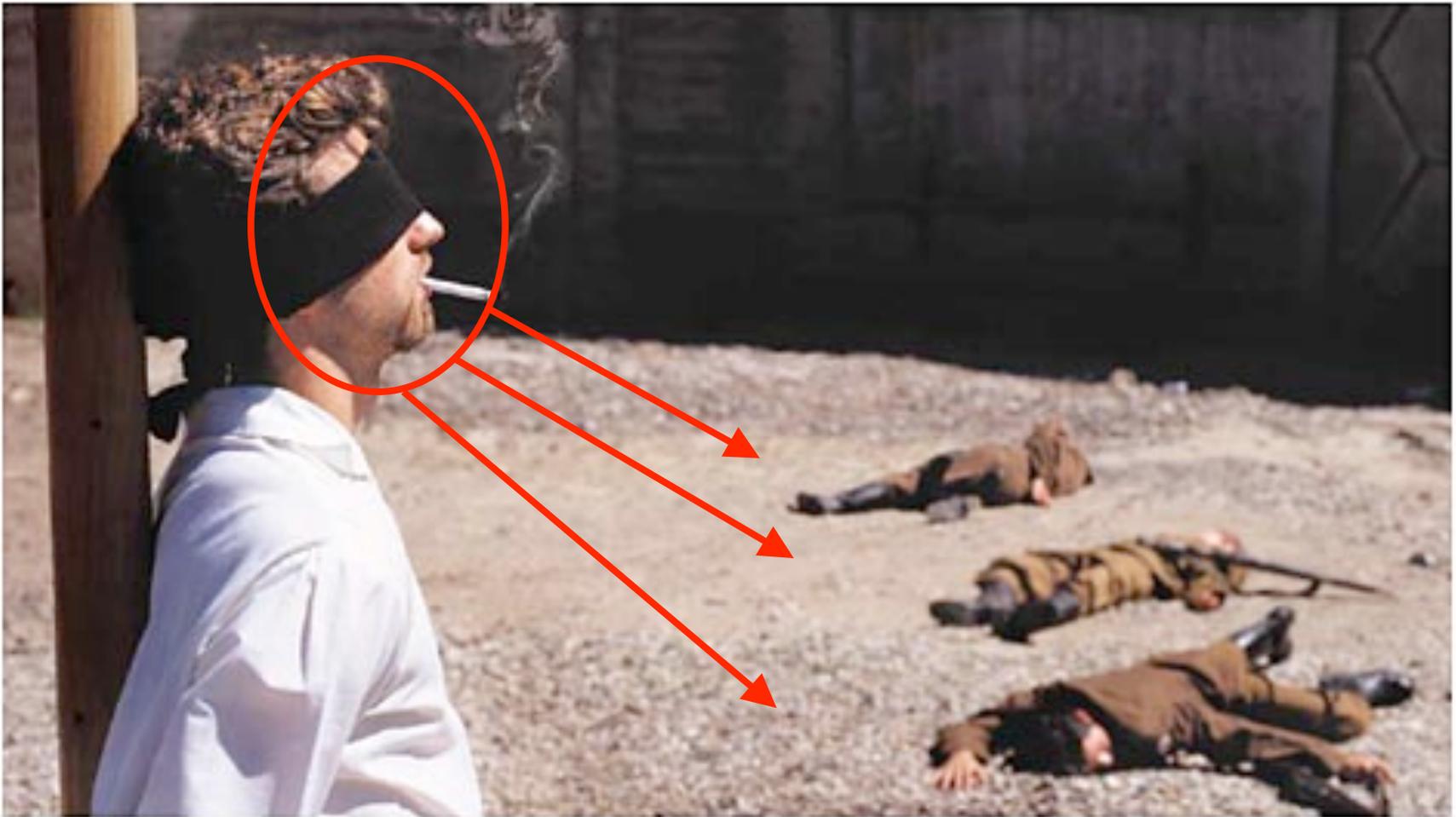


シドニー空港の免税タバコ売り場
タバコは展示してはいけない

アクションの提案

- JT同様分煙をステップとし、禁煙推進活動を利権の手段とする禁煙団体ではなく、「たばこ事業法」を撤廃し、「タバコ規制法」を作り、1日も早くタバコを博物館に閉じ込め、解散することを目的にする「日本タバコフリー学会」へご参加を！今年9月16日17日神戸へご参集を！
- 禁煙のレストランを利用しよう
危険を知る人が、受動喫煙を容認しては、受動喫煙の危険が伝わらない。客のことを考えて、頑張っている禁煙飲食店が報われる応援を
- 禁煙でないレストランに「禁煙でない」と利用できないことを伝える

受動喫煙は人を殺す！



Secondhand smoke kills. More than 45,000 Americans die each year alone. Donated to die for a crime they didn't commit. For more information, call 1-800-452-4342 x12.



海外の禁煙キャンペーン

Source: Tobacco Free Hall County, USA
<http://www.tobaccofreehallcounty.org/>



禁煙スタイル

<http://www.kinen-style.com/>

Beer Cafe Barley

ベルギービールや地ビールなどが常時100種以上

〒663-8034

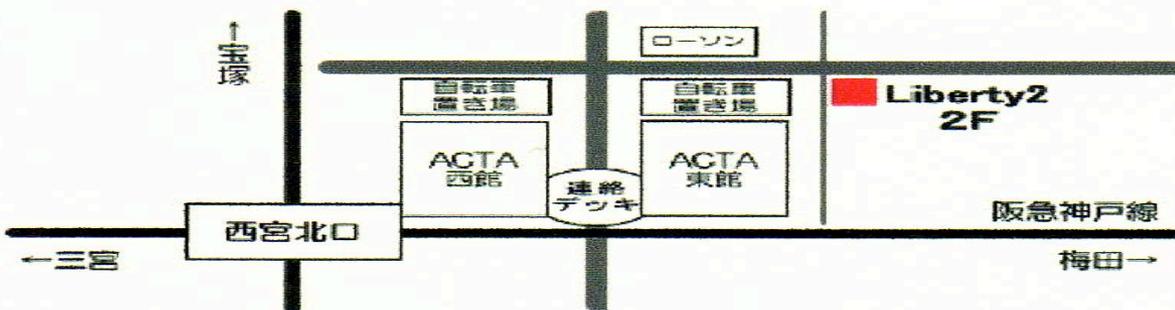
兵庫県西宮市長田町1-15 リバティーⅡ 2F

TEL:0798-65-6135 E-mail: info@beercafe.jp

<http://www.beercafe.jp>

営業時間: 13:00~24:00(LO.) 定休日: 火曜日

※店内は全席禁煙・ノーチャージ



阪急神戸線・今津線「西宮北口」駅
北出口より徒歩3分

(ACTA西宮への連絡通路をご利用ください)

完全禁煙店の一例
ごくうま!

9月16日17日兵庫医療大学 日本タバコフリー学会学術大会



J. Wigandの
サイン2010年

AL PACINO RUSSELL CROWE

A Michael Mann Film

THE INSIDER
インサイダー

JM 2010

Touchstone Pictures and Spyglass Entertainment Present A Mann/Roth Production A Forward Pass Feature Al Pacino Russell Crowe
"The Insider" Christopher Plummer Diane Venora Philip Baker Hall Lindsay Crouse Debi Mazar Lisa Gerrard & Pieter Bourke
Directed by Anna Sheppard Produced by William Goldenberg, A.C.E. Paul Rubell, A.C.E. Edited by Brian Morris Music by Daniele Spinotti, A.S.C. A.C.
Produced by Michael Mann Pieter Jan Brugge Screenplay by Eric Roth & Michael Mann Directed by Michael Mann

ラッセル・
クロウ
(ワイガン
ド

博士

すべては一人の「インサイダー=内部告発者」から始まった。



ジェフリー・ワイガンド(ラッセル・クロウ)
元タバコ会社開発担当重役
地位も名誉も家族も失いながらも巨大権力と闘く男。

ローウェル・バーグマン(アル・パチーノ)
CBS「60ミニッツ」プロデューサー
報道の最前線でジャーナリストとしての信念を貫き通す男。

マスコミをも操る巨大権力を倒すため、二人の男が手を組んだ。
自分を信じ、貫こうとする男達の熱き闘いのドラマ。

米CBSの硬派報道番組「60ミニッツ」プロデューサーのローウェル・バーグマン(A.パチーノ)は、世界経済に君臨する巨大タバコ産業を番組で取り上げるために、全米第3位のブラウン&ウィリアムソン社のかつての幹部ジェフリー・ワイガンド(R.クロウ)と接触する。バーグマンは、彼の異常なまでの用心深さの裏に隠された「何か」を感じる。ワイガンドは、巨大タバコ産業の存在を左右する、ある事実の決定的な証拠を握っていたのだ。マスコミとの接触を知った会社側は、彼と家族に圧力をかけ、その生活を脅かす。ワイガンドは会社に対する怒りと、ジャーナリストとしての信念を貫くバーグマンへの信頼感から、番組でのインタビューに応じる決意をするが…。アメリカの現実の事件を基に作られ、登場人物、会社及び団体等がすべて実在するという、全米に様々な波紋を投げかけた問題作。



第72回アカデミー賞7部門/ミネート作品

作品賞・主演男優賞・監督賞・撮影賞・編集賞・脚色賞・音響賞
L.A.批評家協会賞(作品賞・撮影賞・主演男優賞・助演男優賞)/放送映画批評家協会賞(主演男優賞)

【特典映像約20分】

メイキング&インタビュー
"インサイダー"
日米予告



©Touchstone Pictures.

DVD VIDEO 発売元 (株)ポニーキャニオン PONY CANYON

本編158分 特典映像約20分 NTSC 日本市場用 16:9 L スコープサイズ カラー MPEG 2

4 988013 971745

の上に重いのを置いたり、落としたりすると、ケースが破損し、そのDVDビデオ及びパッケージに関して著作権者に無断で複製禁止されています。

ワイガンド博士が
主人公の映画
「インサイダー」が
アカデミー賞の
候補に(1999年)